

## 第4回甲州市下水道審議会会議事録

日 時 平成27年1月22日（木）午後7時00分

場 所 甲州市役所1階国際交流市民交流センター

出席者 委員9名出席  
事務局5名出席

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事（議事進行：会長）

議題（1）答申案について

議長：事務局の説明中でも良いので、意見や質問をして活発な議論をしてほしい。

事務局：

- i 段階的改定料金表について
  - ii 答申案について
- の2項目について説明

・段階的改定料金表について・

資料をもとに説明

委員からは特に、意見や修正案は出ず、了承された。

・答申案について・

事務局：答申案について、事務局が答申案を読み上げる。

議長：答申案について何か質問、意見、修正点等について聞きたい

なお、内容については、値上理由も理解でき、料金値上げは仕方ないが、一度に値上げをするのは大変なため、3段階くらいで目標に達することを明記し、他の委員の意見も踏まえながら、事前に答申案を事務局に作らせてある。

委員：答申案のなかで、1ページ目の下の「今後の料金改定時においては、その都度検証を行い、常に適正な改定を行うことが望ましい。」と書いてあり、3ページ目の付則のところの「ただし、社会情勢や他の重要事項等により時期の調整をすることを妨げない。」と書いてあるが、これは、同じ言葉を書いたほうがよい。

- 議長： 「ただし、社会情勢や他の重要事項等により時期の調整をすることを妨げない。」この文言の意味はどういうことであるか。
- 事務局： 急激な経済の変化が起きた場合、どうしても料金的なものを上下させるような必要がある場合は、3年以内あるいは3年を少し引き伸ばし審議会を開くような調整を行う必要があると考えられるため、この一文を記載した。
- 委員： ここは、答申案に明記するのに同じような内容であれば、同じような言葉にしたほうが良いと思う。
- 議長： 3ページ目の「ただし」のところが、1ページ目の「今後の料金改定時においては、その都度検証を行い、常に適正な改定を行うことが望ましい。」に変更したほうが良いという意見が上がっているがどう思われるか。
- 委員： 議長の言うとおりであります。妨げないという文言があると、やってもやらなくてもよいということになる。
- 議長： では、この部分は変更ということによろしいか。
- 委員： 1ページ目に言っているのは、改定期限の話で、3ページでは時期の話は3年で固定しないということを行っているのだと思う。
- 議長： 1ページ目の「なお、市民の負担軽減のためにも経営の効率化、健全化を図ることが肝心であり、今後の料金改定時においては、その都度検証を行い、常に適正な改定を行うことが望ましい。」これはどういう意味であるか。
- 事務局： この文言の意味は、勝手に料金改定をするのではなく、その都度、審議会等を開いて、よく検討した上で、料金改定を行いたいということである。
- 議長： 段階的に157円まで値上げすることを答申しているが、差し当たり、今回115円への改定、その次が135円となっているが、これを、3年間ごとの改定でやっていくとゆうことか。
- 委員： この答申案には、料金改定はそのときの状況を踏まえ適正な改定を行うことと書いてあるので、これには時期も入っているのではないかと思います。
- 議長： 事務局案に賛成の委員の意見を再度お願いしたい。
- 委員： 1ページは、料金改定時においてはその都度検証を行いと書いてあり、3ページには冒頭に改定年度というものが載っており、平成30年・33年ということで数字が具体的に出ている。ここで、文章を切ってしまうと、3年ごとの改定見直しとなってしまふから、実際には、社会情勢の変化により1年で見直しをしなければならない

事態を想定し、改定時期については調整ができるようにしたいということである。

議長： 「ただし、社会情勢や他の重要事項等により時期の調整を妨げない。」  
というのは、おおよそ、3年ごとで改定はしていくけれども、このような状況の時には、改定時期を前倒したり、遅らせたりできると  
いうことで、そういうことでよろしいか。

事務局： そのとおりである。

※ 答申案1ページ最終段落の「今後の料金改定時において、その都度検証を行い、常に適正な改定を行うことが望ましい。」という一文と、3ページ目最終段落の「ただし、社会情勢や他の重要事項等により時期の調整を妨げない。」  
という一文は、変更せず答申に記すことになった。

委員： 答申案5ページ中段で、「維持管理に係わる経費が賄えていない状況  
となっている」と記載があり、6ページ最初の段落では、「下水道の  
維持管理費（通常管理費と流域下水道に係る負担金）はかろうじて  
賄えた」と記載があるので、これについて文言を統一したほうが  
いいと思う。

事務局： 6ページについては、25年度はたまたま賄えることができたが、  
それより前については賄えることができなかったのだからこそ、  
かろうじてという一文を使用した。

委員： 前の文では、賄えていないといっているわけだから、そのあたりは  
統一したほうがよいのではないか。

議長： 6ページの上から、3行目の「平成25年度の使用料収入では、下  
水道の維持管理費はかろうじて賄えたが」ところが、そこが賄えて  
いないから、どちらにあわせるのか。

委員： 文書の表現としてはわかりにくくなっているので、わかりやすく書  
き換えたほうがいい。

委員： もし、文章を変えるのであれば、6ページに「年度によっては」と  
いう文を入れるか。

議長： そうすると、年度によっては賄える状況にあるけれども、答申案5  
ページの、「係る経費が賄えていない状況」のところを、「維持管理  
に係る経費が年度によっては賄える状況にある。」とするのはどうか。

委員： 賄えない年のほうが圧倒的に多いので、6ページの文言を直したほ  
うがよいのではないか。本文に「25年度は」という風にかいてあ  
るところを、「25年度については」としたほうがよいのではないか。

議 長： 6 ページ4 行目の「かろうじての」前に「平成25 年度についてはかろうじて賄えたが」に変えるがよろしいか。

委 員： 異議なし

※答申案6 ページ上段の「平成25 年度の使用料では、下水道の維持管理費（通常の維持管理費と流域負担金に係る負担金）はかろうじて賄えたが、」の文を「平成25 年度については、」に改めることになった。

委 員： 6 ページ目の(4)の「総務省の指導単価1 立方メートル当たり150 円を上回るように」とあるが、その文では、総務省の指導単価を目指し策定したように感じられるため、そうなってくると、策定の根拠が総務省の指導単価になってしまうのではないか。

議 長： 委員が言うように総務省の一文は要らないのではないか。その部分は「25%程度を賄うように、使用料平均単価案を策定したところ」にしたらどうか。

委 員： 異議なし

※ 答申案6 ページ下段「一般会計からの繰入金の内、交付税措置相当分を除いた実質的な不足額の25%程度を賄うよう、総務省の指導単価1 立方メートル当たり150 円を上回るように使用料平均単価案を策定」の文を「一般会計からの繰入金の内、交付税措置相当分を除いた実質的な不足額の25%程度を賄うように、使用料平均単価案を策定」と改めた。

委 員： 5 ページの、(答申までの経過) 始めの文書だが、一行目の「他の生態への影響について…」このあたりの文章が何を言っているのかが理解できない。例えば案として、「生活排水処理は、生活環境の改善だけでなく、河川生態系への影響削減や、健全な水循環の視点からも重要であることを確認した。その上で、下水道や、合併処理浄化槽のしくみや違いなどを比較し、普及率・水洗化率・下水道事業に係る経費についても、県内の主要都市と比較して本市の生活排水処理の全体状況を確認した。」と直してもらえれば思う。

委 員： 異議なし

※ 答申案5 ページの最初の段落を「生活排水処理は、生活環境の改善だけでなく、河川生態系への影響削減や、健全な水循環の視点からも重要であることを確認した。その上で、下水道や、合併処理浄化槽のしくみや違いなどを比

較し、普及率・水洗化率・下水道事業に係る経費についても、県内の主要都市と比較して本市の生活排水処理の全体状況を確認した。」に改める。

委員： 先ほどの下の文について、「甲州市下水道事業の業務内容、収支状況を確認し、使用料について、県内他市町村・全国類似市町村と比較した。」とここで文書を区切ったほうがよい。また、その次の「いずれも最安値」と記入があるが、「いずれも」の「いずれ」って何を指すのか。ここでは、「最安値」という言葉を後ろに持って行って、「現在の使用料収入では維持管理に係わる経費が年度によっては賄っていない状況となっており、不足分は一般会計からの繰入金で賄っている。」この後ろの、「…賄っているため、本来使用料収入で賄うべき範囲までも一般会計から多額の繰入金に依存していることを把握した。」と書いてあるが、これは、前文と同じことを言っているので削ってもいいのではないだろうか。

結局、「一般会計からの繰入金で賄っている」と同じことを言っているので、そこを削り、削ったところに料金の話を加えて、「…にも関わらず、使用料は県内で最安値であることを把握した。」と、例えばこのようにすると、上に書いてある順番と同じことの説明ができているのではないかと思う。

議長： 事務局はこの文について修正するように。

事務局： 了解した。

※答申案7ページ3段落目を「つぎに、甲州市下水道事業の業務内容、収支状況を確認し、使用料について、県内他市町村・全国類似市町村と比較した。現在の使用料収入では維持管理に係わる経費が年度によっては賄っていない状況であり、不足分は一般会計からの繰入金で賄っているにもかかわらず、使用料は県内最安値であることを把握した。」と改める。

委員： おおむね、この答申案でいいと思う。料金を上げることはいたしかたないことだが、当初は値上げすることに反対であったが、審議会を重ねるなかで、値上げについて納得した。下水道事業の健全化を図ることで、適正な処理をするということで、この前の話の中で、改定をする前に経費節減を行ったことを言われていたが、公債費利息が料金収入よりも多くなっている現状を知って、そのあたりを改善していかなければ、お金を垂れ流しているというような感じになる。下水道にたくさんの方が加入してくれば、少しは改善すると

ということで、この前のときに、取り組みで駅やスーパーで街頭活動をしていることとか、専門の下水道推進委員を雇い、訪問など広報活動を行っていたり、CATVで放送したりしているけれども、もう少し市民の皆さんに下水に接続してもらうような強い姿勢で取り組んでもらえれば、甲州市全体の環境が改善されていくのではないかと思います。それと併せて、経営改善を行っていくのがよい。

委員： 今回いろいろと勉強になった。最初に思ったことで、今も思っているけれども、もう少し早めに手立てをしておくべきではなかったのではないかと。今回、これでとりあえず手立てができたのではないかと。また、3年後もしくは適時に審議会において審議すると、より良い下水道行政につながるのではないかと思います。

議長： 重体になる前にしっかり手を打てと、ということだな。やっぱり、今回の料金改定はかなり市の財政状況が厳しい状況で、少し手遅れではないかと。行政側にしてみれば、耳が痛い話かも知れないけれども、意見とすればありがたい。

事務局： 計画範囲の削減・職員数の削減・施設の有効利用等の行革を進めてきた上での料金改定であるが、合併してから料金について手を付けてこなかったのは大変反省している。現在は特別会計として、単式簿記により会計処理を行っているが、平成30年以降に企業会計（複式簿記）の会計方法に移行していく予定である。そうすると、投資したお金をどのように反映させているかを、貸借対照表・バランスシート等の経営的な指標により、3年ごとにではなく、毎年分析が可能となる、甲府は下水道白書を毎年出している。決算報告だけでなく、白書を作っていくことも必要と考えている。

議長： 他に何かあれば、発言をお願いしたい。

委員： 2点ばかり、「単価案を策定」という言葉が答申案に記載しているが、策定という言葉は、計画の策定とか、条例案の策定とか、そういうものに使うのであるが、単価というのは数字なので、ここでは算定という言葉が適切ではないかと思うが。

委員： 異議なし

※ 答申案1ページ2段落目及び、6ページ3段落の「使用料単価案を策定」を「使用料単価案を算定」にそれぞれ改める。

委員： もう1点、下水道工事についても、コストダウン方策というか、経費低減策について、もう少ししっかりやってほしいなど思っている。その点から言うと、答申案では、この部分について抽象的な文言に

なっているのが少し不満である。だから、これからの話として、下水道の工事に関してのいろいろなコストダウン方策が出ていると思うけれども、積極的に活用してほしい。

議長： 答申案でいうと、どこの部分であるか。

委員： 4ページの（付帯提言事項）（6）の「下水道事業経営において、低コストで収益性の高い運営となるよう努め、積極的な経費削減策に取り組むこと。」のところである。

議長： ここの部分において、なにか具体的な例をあげるということであるか。

委員： そのとおり。新しい技術とか出ているわけなので、それをどのように検討していくのか、それによって今後この方法を適用していけば、どのくらい経費が節減になるかということ。

事務局： 承知した。

※ 答申案4ページ6段落目「下水道事業経営において、低コストで収益性の高い運営となるように努め、積極的な経費削減に取り組むこと。」を「下水道事業経営において、新技術・新工法を積極的に活用し、低コストで収益性の高い運営となるように努め、積極的な経費削減に取り組むこと。」に改める。

議長： 事務局から出された答申案で、今日出席された方は一号議案の改定について納得され、結論がでた。反対意見等がないようなので、一号議案については以上のとおりとする。一号議案については終了とする。

議長： 議題（2）その他。

審議会としての結論が出たため、答申書を明日最終確認し、同日答申することとする。

答申書の最終確認

平成27年1月23日（金）午後4時

市長への答申

平成27年1月23日（金）午後4時30分

開催場所：甲州市役所本庁舎2階応接室

議長： 議事終了

4 閉会（都市整備課長よりあいさつ）

20:55 閉会。